

平成 19 年 度
エコマーク事業報告

平成 20 年 3 月 13 日

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

平成 19 年度 エコマーク事業進捗報告

1. エコマーク事業の現状（エコマーク商品の認定状況）

・エコマーク認定商品数	4 8 4 6 商品
直近 1 年間の増減数	▲ 1 5 4（前年度の増減：+ 1 9 3）
・企業数	1 6 8 1 社
直近 1 年間の増減数	+ 4（前年度の増減：▲ 1 4）
・商品類型数	4 9 商品類型
直近 1 年間の増減数	+ 2（前年度の増減：+ 2）

（2007 年 12 月 31 日現在）

なお、認証業務を開始した 1989 年 2 月から 2007 年 12 月末時点までの認定商品数と商品類型数の推移を示すと図 1 のとおりである。

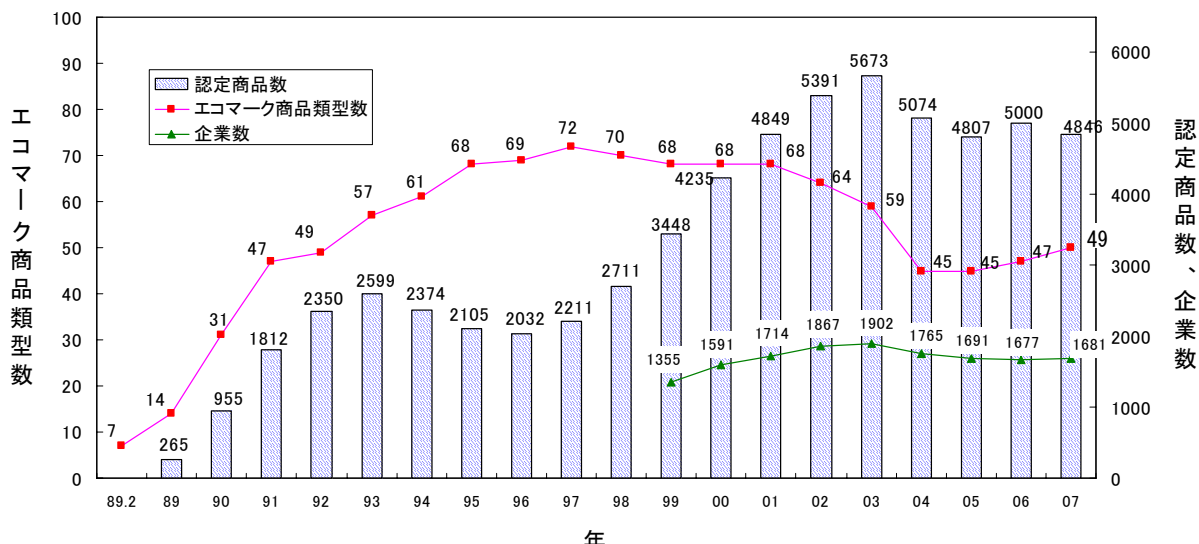


図 1 エコマーク商品類型数と認定商品数

2. エコマーク中期活動計画の策定とエコマーク事業の制度運用面での改革・改善

2.1 第二期エコマーク中期活動計画の策定

2007年4月から2012年3月までの5年間を対象とした「第2期エコマーク中期活動計画」を策定した（2007年9月のエコマーク運営委員会にて承認）。

新しい中期活動計画では、“持続可能な社会の形成に向け企業の行動ならびに消費者の行動を変え、環境負荷を低減する”ことを、新たなエコマーク事業の使命（目的）として位置づけ、下記5項目を柱としてアクションプランを策定した。

- ・商品類型ごとの市場特性に応じた柔軟な基準設定
- ・戦略的な商品類型の設定
- ・ステークホルダーとのコミュニケーション、信頼関係の強化
- ・エコマーク事業運営体制の見直し
- ・海外の環境ラベル制度との国際協力の推進

中期活動計画の目標としては、消費者の選択肢の拡大や市場への影響度向上のため、2012年に認定商品数6,600、商品類型数51を達成することとした。また、ステークホルダーへのエコマークの影響度向上に向け、一般消費者の購買行動に対する影響度、及び企業の環境配慮行動に対する影響度の向上に係る数値目標を設定し、これの目的達成に向けてアクションプランを展開する。

なお、エコマーク事業運営体制の見直しの一環として、2007年8月にエコマーク事務局の組織改革を実施した。基準課と認証課を統合し、契約ならびに監査機能を独立させ、普及課と国際協力課を統合した。

2.2 「エコマーク事業実施要領」ならびに「エコマーク類型・基準制定委員会に関する諸ガイドラインおよび規程」の改定

商品類型ごとの市場特性に応じた柔軟な基準設定、消費者向け商品類型の戦略的な選定、基準策定プロセスへのステークホルダーの参加強化など、新中期活動計画の実行を可能とするため、「エコマーク事業実施要領」ならびに「エコマーク類型・基準制定委員会に関する諸ガイドラインおよび規程」の大幅な改定を実施した（2007年9月のエコマーク運営委員会にて承認）。

エコマーク事業の目的を“持続可能な社会の形成に向けて事業者ならびに消費者の行動を誘導していくこと”と再定義し、目的の達成に資する制度の仕組みとするため、商品類型の選定、認定基準の策定、商品類型の見直しなどの方針・手順を改めた。

3. エコマーク商品類型認定基準の策定作業進捗状況

3.1 商品類型の認定基準の制定・改定について

2007年度に制定・改定した商品類型、ならびに公表（パブリックコメントの募集）中あるいはWG活動中の商品類型を表1に示した。制改定された商品類型およびその認定基準についてはエコマークニュース（和文版および英文版）で公表するとともに、ホームページ上においても商品類型認定基準を和文・英文で掲示している。

表1 商品類型の認定基準の制定・改定（2007年度）（2008年2月現在）

区分	対象商品類型	制定日
制定*	No. 126 「塗料 Version2.0」	2007/4/13
	No. 122 「プリンタ Version2.0」	2007/5/5
	No. 124 「ガラス製品 Version2.0」	2007/5/5
	No. 123 「建築製品(内装工事関係用資材)Ver. 2.0」	2007/5/5
	No. 137 「建築製品(外装・外構工事関係用資材) Ver. 1.0」	2007/5/5
	No. 138 「建築製品(材料系の資材)Ver. 1.0」	2007/5/5
	No. 139 「建築製品(設備)Ver. 1.0」	2007/5/5
	No. 121 「リターナブル容器・包装資材 Ver. 2.0」	2007/7/2
	No. 140 「詰め替え容器・省資源型の容器 Ver. 1.0」	2007/7/2
	No. 141 「生分解性プラスチック製品 Ver. 1.0」	2007/7/2
	No. 101 「かばん・スーツケース Ver. 1.0」	2007/8/27
	No. 120 「紙製の印刷物 Ver. 2.0」	2007/8/27
	No. 123 「建築製品(内装工事関係用資材)Ver. 2.2」(適用範囲の拡大) 「ボードなど」等	2007/11/1
	No. 137 「建築製品(外装・外構工事関係用資材)Ver. 1.1」(適用範囲の 拡大)「プラスチックデッキ材」等	
	No. 138 「建築製品(材料系の資材)Ver. 1.1」(適用範囲の拡大) 「排水・通気用硬質ポリ塩化ビニル管」等	
	No. 123 「建築製品(内装工事関係用資材)Ver2.3」(適用範囲の拡大) 「ビニル系床材」等	2008/2/25
	No. 137 「建築製品(外装・外構工事関係用資材)Ver. 1.2」(適用範囲の 拡大)「屋根材」等	
	No. 138 「建築製品(材料系の資材)Ver. 1.2」(適用範囲の拡大) 「宅地ます」	
	No. 139 「建築製品(設備)Ver. 1.1」(適用範囲の拡大) 「住宅用浴室ユニット」等	2008/2/25
No. 142 「インクカートリッジ Ver. 1.0」	2008/2/25	
公表中*	No. 136 「リユース製品Ver. 1.2」(適用範囲の拡大) 「B. 中型自動車・大型自動車用エアクリーナエレメント」	2008/5/1 (制定予定)
WG等 活動中	「エコストア(仮称) Ver. 1」(新規)	—
	No. 106 「情報用紙Ver. 3」(見直し)	—
	No. 107 「印刷用紙Ver. 3」(見直し)	—
	No. 108 「衛生用紙Ver. 3」(見直し)	—
	No. 113 「包装用紙Ver. 3」(見直し)	—
	環境負荷低減に配慮した森林管理の判断基準作成グループ (用紙共通)	—

区分	対象商品類型	制定日
WG等 活動中	「靴（仮称）Ver. 1」（新規）	—
	No. 103 「衣服Ver. 2」（軽微な改定）	—
	No. 104 「家庭用繊維製品Ver. 2」（軽微な改定）	—
	No. 105 「工業用繊維製品Ver. 2」（軽微な改定）	—
軽微な 改定	No. 109 「タイル・ブロック Ver. 2. 2」	2007/4/13
	No. 115 「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品 Ver. 2. 1」	2007/4/13
	No. 119 「パーソナルコンピュータ Ver. 2. 1」	
	No. 126 「塗料 Ver. 1. 6」	
	No. 128 「日用品 Ver. 1. 4」	
	No. 131 「土木製品 Ver. 1. 6」	
	No. 132 「トナーカートリッジ Ver. 1. 1」	2007/5/5
	No. 117 「複写機 Ver. 2. 1」	
	No. 112 「文具・事務用品 Ver. 1. 6」	2007/6/8
	No. 126 「塗料 Ver. 2. 0」	
	No. 117 「複写機 Ver. 2. 2」、「複写機 Ver. 2. 2」	2007/8/2
	No. 122 「プリンタ Ver. 2. 0」	
	No. 123 「建築製品(内装工事関係用資材)Ver. 2. 0」	
	No. 128 「日用品 Ver. 1. 5」	
	No. 132 「トナーカートリッジ Ver. 1. 2」	2007/10/5
	No. 133 「デジタル印刷機 Ver. 1. 1」	
	No. 131 「土木製品 Ver. 1. 7」	2007/12/13
	No. 140 「詰め替え容器・省資源型の容器 Ver. 1. 0」	2008/2/14
	No. 117 「複写機 Ver. 2. 3」	
	No. 119 「パーソナルコンピュータ Ver. 2. 2」	
	No. 122 「プリンタ Ver. 2. 1」	
	No. 123 「建築製品(内装工事関係用資材)Ver. 2. 2」	
	No. 124 「ガラス製品 Ver. 2. 0」	
	No. 128 「日用品 Ver. 1. 6」	
No. 129 「廃食用油再生せっけん Ver. 1. 1」		
No. 131 「土木製品 Ver. 1. 8」		
No. 132 「トナーカートリッジ Ver. 1. 3」		
No. 133 「デジタル印刷機 Ver. 1. 2」		
No. 135 「太陽電池を使用した製品 Ver. 1. 2」		
No. 137 「建築製品(外装・外構工事関係用資材)Ver. 1. 1」		

* 「適用範囲拡大」を含む

表中の Ver. は、制定済みのものについては制定後の新しい No. を記載した。また、軽微な改定の場合は、改定対象である認定基準の No. を記載。

3.2 2008年度に取り組む新規商品類型候補の選定について

2008年度に取り組む新規商品類型の選定については、2007年9月に改定した新たなガイドラインに基づき、2007年11月に広く一般より新規商品類型の提案募集を行った。募集の結果29件の提案があり、これに事務局からの11件の提案を加えた計

40 件について調査・検討を行なった。

2008 年 2 月の類型・基準制定委員会の審議の結果、2008 年度に取り組む新規商品類型の候補として、次のとおり、優先候補として 3 件、および次候補*として 2 件を選定した。（*2008 年度中に選定された案件のWG設置がやむを得ない事情により断念または延期するに至った場合、繰上げて着手する。）

< 新規商品類型候補（2008 年度） >

○優先候補：照明器具

洗剤類

（省エネルギー）住宅

○次候補：食器洗浄機（調理器を含めたシステムキッチン組込タイプも検討）

植物由来プラスチックを利用した製品

今後は、優先候補に重点を置きつつ、継続してヒアリング等の調査・調整を進めて絞り込み、2008 年度最初の類型・基準制定委員会に諮ったうえで、最終的に 1~2 商品を選定して商品類型化を進めていく。

3.3 2008 年度の商品類型（認定基準）の見直し計画について

見直し計画の決定に先立ち、2007 年 9 月に改定した新たなガイドラインに基づき、商品類型の見直し方針について昨年 11 月に広く一般より意見募集を行った。募集の結果、意見総数は 18 件であった。

2008 年 2 月の類型・基準制定委員会の審議の結果、2008 年度の商品類型（認定基準）の見直し計画は表 2 の通りである。

表2 2008年度の商品類型（認定基準）の見直し計画

類型番号	商品類型名	見直し計画	備考
102	印刷インキ Version2	有効期限延長 (5 年延長)	2008 年 4 月軽微な改定を行う予定。 (ネガティブリスト名称の変更等)
103	衣服 Version2	有効期限延長 (5 年延長)	2008 年 4 月軽微な改定を行う予定。 (認定対象の追加等)
104	家庭用繊維製品 Version2	有効期限延長 (5 年延長)	
105	工業用繊維製品 Version2	有効期限延長 (5 年延長)	
111	木材などを使用した ボード Version2	有効期限延長 (5 年延長)	当初 No. 115 の木製品とともに森林認証材の導入を検討するため全面改定を提案したが、本基準で対象とするボードでは、製材廃材などの再・未利用材を利用するのが一般的であり、かつ廃木材利用であっても十分機能を満たしていることから、あえて上質で高価な木材(森林認証材)を利用することは考えにくいことから、「有効期限延長」へと変更した。

類型番号	商品類型名	見直し計画	備考
115	間伐材、再・未利用木材などを使用した製品 Version2	全面的な見直し	2008 年後半に全面的な見直しを行う予定。
116	節水型機器 Version2	有効期限延長 (5 年延長)	
118	プラスチック製品 Version2	有効期限延長 (5 年延長)	2008 年 4 月軽微な改定を行う予定。 (重金属試験方法の追加・変更等)
125	生ごみ処理機 Version1	有効期限延長 (5 年延長)	
127	消火器 Version1	有効期限延長 (1 年延長)	有効期限を 1 年間延長し、意見のあった再生消火薬剤の使用率について検討予定。
128	日用品 Version1	有効期限延長 (5 年延長)	2008 年後半に見直し(分割)を検討予定。
129	廃食用油再生せっけん Version1	有効期限延長 (5 年延長)	
131	土木製品 Version1	有効期限延長 (5 年延長)	2008 年 4 月以降軽微な改定を行う予定。 (スラグ類の JIS 化対応等)
132	トナーカートリッジ Version1	有効期限延長 (5 年延長)	No. 117「複写機 Version2」、No. 122「プリンタ Version2」との整合をとるため、2008 年 4 月に軽微な改定を行う予定。
133	デジタル印刷機 Version1	有効期限延長 (5 年延長)	当初、国際エネルギースタープログラムの改定(2007 年 4 月)に伴い、省エネ基準値の変更を検討する必要があると考え「全面改定」を提案したが、既にエコマークの基準で採用している省エネ基準値が国際エネルギースタープログラムの省エネ基準値より厳しい基準となっていることから、「有効期限延長」へと変更した。 2008 年 4 月軽微な改定を行う予定。 (ネガティブリスト名称の変更等)
134	時計 Version1	有効期限延長 (5 年延長)	
135	太陽電池を使用した製品 Version1	有効期限延長 (5 年延長)	2008 年 4 月軽微な改定を行う予定。 (グリーン購入法との整合等)

4. エコマーク普及活動

4.1 新規(見直し)商品類型の広報・取得促進活動

認定基準案公開時等において、①一般誌、業界誌等のマスメディアへの広報と②エコマーク未取得事業者を主に対象とした説明会を開催し、積極的な広報・取得促進活動を展開した(表3)。

表3 商品類型認定基準説明会開催実績、掲載実績

商品類型名	開催日・場所・参加数	マスメディア掲載実績
塗料 Version2	3/9 東京 11名	月刊整備界、塗料報知新聞、 日刊自動車新聞
生分解性プラスチック製品 Version 1	4/3 東京 39名 4/6 大阪 52名 6/21 大阪 21名 計 112名	日経エコロジー、日刊工業新聞、 化学工業日報、日本農業新聞
建築製品 Version2	6/5 東京 66名 6/14 大阪 28名 計 94名	中建新聞、建設新聞、 けんせつ Plaza ニュース
かばん・スーツケース Version 1	6/5 東京 44名 6/14 大阪 27名 計 71名	読売新聞
繊維製品関連 3 商品類型	11/29 大阪 28名 12/5 東京 30名 計 58名	
建築製品関 4 連商品類型	11/29 大阪 14名 12/5 東京 23名 計 37名	

4.2 メールマガジン新規配信とホームページ改良等による広報活動の強化

2007年4月より毎月1回の配信でメールマガジン「エコマーク広報」を開始した。あわせてホームページでは、トップ画面を中心に、消費者、事業者の両者に分かりやすいコンテンツ内容に改良し、エコマーク商品情報の充実強化を継続している。ホームページのページビューも表4のとおり着実に向上している。

表4 エコマークホームページのページビュー、訪問者数推移

月	ページビュー	訪問者数
2007年4月	210,970	24,186
2007年5月	247,011	30,855
2007年6月	312,112	34,985
2007年7月	288,497	33,346
2007年8月	268,558	32,559
2007年9月	221,363	33,359
2007年10月	267,902	39,276
2007年11月	268,495	38,273
2007年12月	233,691	32,742
2008年1月	367,882	44,979
2006年6月(参考)	203,103	26,131

4.3 大学生協同組合連合会と連携した取り組み

大学という教育の場からのエコマークの普及・啓発を目的とし、大学生協同組合連合会と連携した取り組みを進めている。具体的には、11月～12月にかけて、東北大学、信州大学、早稲田大学、明治薬科大学の各大学生協において、エコマーク商品

フェアや環境セミナー（学習会）を開催した。なお、三重大学についても今年度中に開催予定である。



写真1 東北大学でのエコマーク学習会の様子

4.4 エコプロダクツ展等での普及活動

エコプロダクツ展、ハウスウェア・トレードショー、ジャパンホームショー等に出展し、消費者、事業者への普及を推進した。

表5 イベント・キャンペーン一覧

年月	イベント・発行媒体		改善点
2007年 9月	コープネットキャンペーン	共同プレスリリース	キャンペーン内容や協賛状況を告知した
10月	ジャパン・ハウスウェア・トレードショー	リリース	出展の告知を行った
		展示内容の再構築	エコマークについて、事業者が理解できる展示演出
11月	ジャパンホームショー	リリース	出展の告知を行った
		展示内容の再構築	基準認定相談コーナーの設置、公募による展示商品の決定
12月	エコマークニュース	発行日を定める	情報の受取手に対して、定期配信であることを理解してもらう
	エコプロダクツ展	キャンペーン	GPN と協同でエコショップゾーンに出展。環境にやさしい買い物を認知してもらう。
	映画「アース」	鑑賞券応募キャンペーン	環境イベントを利用して、消費者にも、HP 閲覧を認知してもらう

4.5 小売事業者と連携した取り組み

生活協同組合連合会コープネット事業連合の生協約 200 店舗と、共同購入の申込書冊子 153 万部において、エコマーク商品を促進する買い物キャンペーンを実施した（共同購入：9 月 24 日～10 月 21 日、店舗：10 月 22 日～11 月 18 日）。応募総数は、2342 枚（店頭：1980 枚、郵送 362 枚）だった。



写真2 キャンペーン応募はがきデザイン

5. 国際協力活動

5.1 日中韓三カ国エコラベル制度間の協力の推進

日中韓の政府間の取り組みである日中韓環境産業円卓会議（RTM）において、エコラベルの共通コア基準策定のための検討が進んでいる。エコマーク事務局は、同ワーキンググループ（WG）に参加し、中国環境連合認証センター（CEC）、韓国エコプロダクツ行政院（KOECO）ならびに各国政府の環境担当者とともに、三国間におけるエコラベルの共通認定基準について検討を行っている。

2007 年 5 月には、韓国・ソウルで第 7 回日中韓環境産業円卓会議（RTM）の準備会議が開催され、エコマーク事務局も参加した。翌日に開催された RTM の共通基準策定に関するワーキンググループでは、対象とする商品類型を当面パーソナルコンピュータとすることが決まった。2007 年 11 月には、韓国で開催された第 8 回 RTM に参加するとともに、パソコンにおいて共通コア基準策定を行う基本合意書に調印した。

2008 年 1 月には中国・北京で開催された WG に参加し、パソコンに関する共通コア基準の確定のための協議を行った。

5.2 認定基準の共通化による相互認証団体および対象類型の拡大

プリンタおよび複合機における、ドイツ「ブルーエンジェル」、北欧「ノルディックスワン」と将来的な認定基準の共通化と部分相互認証を進めるための検討作業を進め、2007年12月には3ラベル間の担当者会合を、ドイツ・ベルリンで開催した。

その際の合意にもとづき、2008年2月14日付で商品類型No.122「プリンタ Version 2」およびNo.117「複写機 Version 2」の認定基準に両ラベルとの基準対応表を掲載し、エコマーク事務局の部分相互認証の対応を明確にした。

5.3 国際エコラベリングネットワーク（GEN）の活動の実施

GENの総務事務局の活動として、ニュースレターの発行やホームページの更新管理などの広報業務、および会計管理を行った。

また、平成19年11月にスウェーデン・ルンドで開催された会員年次総会（AGM）等に参加し、GENの運営及び今後優先して行うべき活動等の検討を行った。

6. 環境省委託業務の実施

6.1 国際会議等における環境配慮に関する検討業務

2008年7月7日～9日に、北海道洞爺湖地域で開催されるサミットも含め、環境に優しい会議運営のあり方に関して、環境省から業務委託を受け、NPO法人コンベンション札幌ネットワーク、グリーン購入ネットワークと連携して、会議施設、宿泊施設、交通・移動、市民啓発など広い分野を対象に、環境に配慮した取組を実現できるよう検討を進めた。検討の成果は「会議等の環境配慮のススメ」として環境省ホームページに掲載されている。

6.2 国際環境規制等情報提供体制検討業務

現在、環境省が進めている標記のプロジェクトについて、業務委託を受け、国際グリーン購入ネットワークと協働し、国際環境規制等情報提供体制に関する検討業務を進めている。

世界エコラベリングネットワーク（GEN）加入のエコラベル実施機関などとも協力し、データベースのための情報を収集していく。将来的には、本プロジェクトを通じた国際協力体制の提唱・構築に向けた活動を視野に入れている。次年度も引き続き検討を進める。

6.3 環境ラベルに係る国際的整合等検討調査業務

環境省からの業務委託を請け、日中韓3カ国のエコラベル相互認証に向けた基礎情報の整理・取りまとめに係る業務を行った。